

## REPORT III

# イギリスの私的年金税制

## - 税制の簡素化への動き -

保険研究部門 高橋 正国  
takahasi@nli-research.co.jp

### 1. はじめに

イギリスでは、2006年4月から新しい年金税制が実施されようとしている。現行の年金税制が複雑であることから、これを簡素化することにより、年金制度の選択時に加入者が負担するコンサルタント費用などを節約させると同時に、年金貯蓄を促進させることを狙ったものである。

イギリスは、1970年代から公的年金制度改革を行うとともに、私的年金制度を活用することで、高齢化の中でも公的年金負担が高まらない国といわれている。

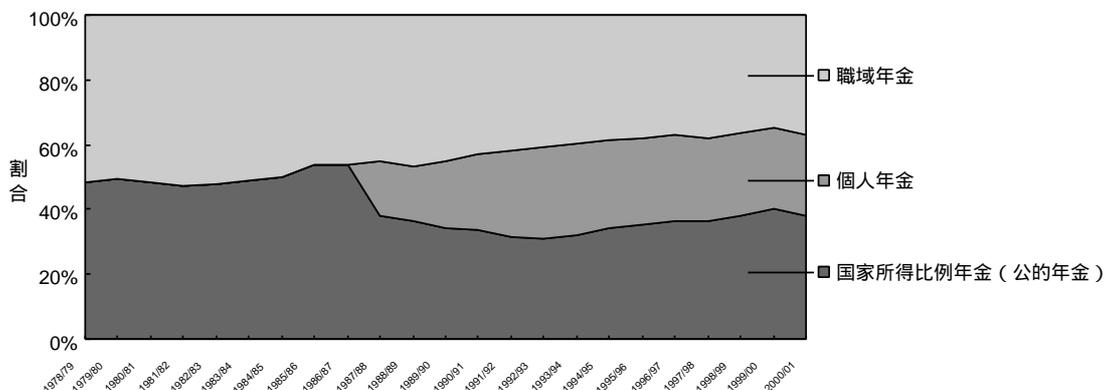
本稿では、まず年金制度改革における私的年金制度の活用と税制上の取り扱いを概観した上

で、2006年に実施されようとしている新しい年金税制について紹介する。

### 2. 私的年金制度の活用

イギリスの公的年金制度は、1978年、国家所得比例年金（State Earned Related Pension Scheme）（以下、SERPSという）を導入し、現在の二階建て制度となった。この当時、すでにイギリスでは企業年金が相当普及していたこともあり、企業年金加入者（当初は、確定給付型のみ）はSERPSへの加入を免れることができるとされた（適用除外）。実際、1978年には52%に相当する約900万人が企業年金により適

図表 - 1 適用除外年金加入者占率の推移（各年度末）



(注)複数の制度に加入している者は、それぞれにカウントされている。

(資料) Second Tier Pension Provision 1978/79 to 2000/01 (National Statistics)

用除外となり、残りの約48%がSERPSへ加入した<sup>(注1)</sup>。

さらに、その後、1988年には個人年金と確定拠出型の企業年金もSERPSの適用除外の対象とされ、適用除外年金の加入者数は、1991年には1,360万人に達した。その後、適用除外年金の加入者は徐々に減少したが、ここ数年では再度増加する傾向が見られ、2000年には1,430万人(約62%)となっている。

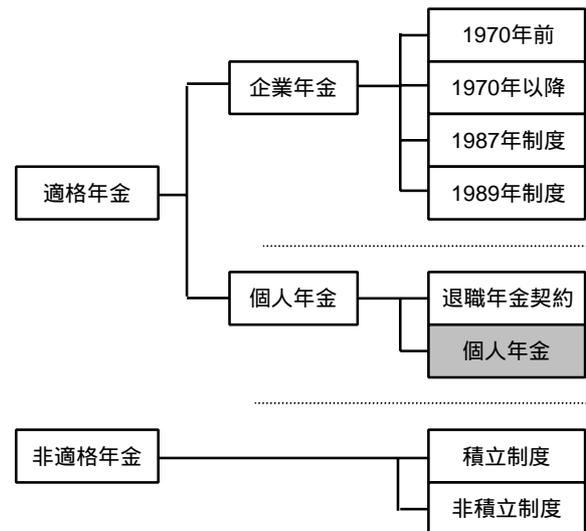
近時では(退職に向けた)「貯蓄を行うことができる者は、そうする責任を負う。国家は、彼らが安全で優れた価値を持つ年金を手に入れることを確保すべきである。そして国家は、貯蓄することが期待できない者に対して特に支援を与えるべきである」<sup>(注2)</sup>という考え方のもとで、新型個人年金であるステイク・ホルダー年金が導入されたほか、SERPSも国家第2年金(State Second Pension)へ衣替えをし、低所得者層にとって有利な制度となった。

### 3. 個人年金税制の概要 ～ 柔軟な拠出制度 ～

イギリスの現在の年金制度は、図表 - 2 のとおりさまざまな制度が存在しているが、ここでは、個人年金を取り上げる。イギリスの個人年金税制は、拠出時非課税、運用時非課税、給付時課税となっており、退職時に積立金の25%までは非課税で一時金として受け取ることが認められている。また、年金給付は保険会社による終身年金とされている。なお、これに対して、公的年金の従業員拠出分は、私的年金とは異なり、所得控除などの優遇措置が設けられていない点に留意を要する。

以下では、現行の個人年金の拠出時の税制を概観する。

図表 - 2 現行の年金制度



(資料) 'Simplifying the taxation of pensions : increasing choice and flexibility for all'(HM Treasury/Inland Revenue)(2002年12月)p.6

#### (1) 源泉優遇方式

わが国の私的年金の拠出時税制は、所得控除であり、支払った年金保険料について所得控除の恩恵を受けることができるシステムとなっている。

これに対してイギリスの個人年金税制は、源泉優遇方式(relief at source)と呼ばれる。これは、年金加入者が年金管理者(scheme administrator)に対して拠出金を支払う際に、あらかじめ拠出金から標準税率で計算した金額を控除して支払い、年金管理者においてその控除分を内国歳入庁に請求し、年金拠出金に充当するというものである。

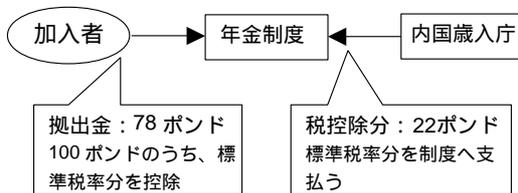
たとえば、100ポンドの拠出をしようとした場合には、実際に拠出を行う時点で標準税率(22% - 2003年)分を控除した78ポンドを拠出すれば足りる。その後、年金管理者が内国歳入庁に控除分22ポンドを請求し、拠出金として充当することになる<sup>(注3)</sup>。

また、この制度は、税金を支払っていない者および軽減税率(10%)が適用される者にも同様に適用されるため、これらの者に対しては国

家からの補助金としての性格を有するものと考えられる。

図表 - 3 源泉優遇制度のイメージ

100ポンドを拠出する場合



(資料) 'Personal Pension Schemes (including Stakeholder Pension Scheme)' (Inland Revenue)より作成

### (2) 拠出上限額

個人年金への年間拠出上限額は、3,600ポンド(約72万円。以下1ポンド=200円で換算)または年齢によって決定される割合を所得に乗じて決定される金額のいずれか高い金額となる。なお、拠出金算定の上限となる上限所得(capped earnings)が決められている(99,000ポンド:約1,980万円 - 2003年度)

例えば、45歳の者であれば、所得の20%まで最大で19,800ポンド(約396万円)まで拠出することができる。

図表 - 4 個人年金拠出上限

各年4月6日現在の年齢	割合	拠出最高額
35歳以下	17.5%	17,325ポンド (約347万円)
36歳以上45歳以下	20.0%	19,800ポンド (約396万円)
46歳以上50歳以下	25.0%	24,750ポンド (約495万円)
51歳以上55歳以下	30.0%	29,700ポンド (約594万円)
56歳以上60歳以下	35.0%	34,650ポンド (約693万円)
61歳以上74歳以下	40.0%	39,600ポンド (約792万円)

### (3) 所得以外からの拠出

源泉優遇方式を採用する結果、所得以外からの拠出に対しても優遇することが可能になる。所得税法上、少なくとも3,600ポンドの年金拠出が認められており、例えば、預金を引き出して

年金拠出に当てることができる。その際でも、上述した源泉優遇の恩恵を受けることが可能である。

### (4) 過去の所得に基づく拠出

さらに、ある年に離職などにより所得がなくなった場合でも、所得が停止した年度または直前5年間の最高所得のいずれかを基準に年齢に応じて決定される率を乗じて計算される額までを、例えば貯蓄を取り崩しながら、所得がなくなった年から6年間にわたって拠出することが可能とされている(図表 - 5)。なお、この期間が経過した後は、上記のとおり3,600ポンドが上限となる。

図表 - 5 過去の所得に基づく拠出例

[ 設例 ]	
・ 1996/1997課税年度	( 所得 = £ 35,000 )
・ 1997/1998課税年度	( 所得 = £ 40,000 )
・ 1998/1999課税年度	( 所得 = £ 35,000 )
・ 1999/2000課税年度	( 所得 = £ 35,000 )
・ 2000/2001課税年度	( 所得 = £ 39,000 )
・ 2001/2002課税年度中に離職	( 所得 = £ 12,000 )
・ 2002/2003課税年度(45歳)	( 所得 = £ 0 )
[ 拠出上限 ]	
・ 過去5年間の最高所得(1997/98課税年度) = £ 40,000	
2001/2002課税年度(44歳) £ 8,000 ( £ 40,000 × 20% )	
2002/2003課税年度(45歳) £ 8,000 ( £ 40,000 × 20% )	
2003/2004課税年度(46歳)	
~ 2006/2007課税年度 £ 10,000 ( £ 40,000 × 25% )	

(資料) 'Personal Pension Schemes (including Stakeholder Pension Scheme)' (Inland Revenue)より作成

## 4. さらなる年金税制の拡大 ~ 年金税制の簡素化 ~

### (1) 複数の年金税制

イギリスの年金制度は、前述の図表 - 2のとおり、8種類存在している。このような複雑な年金ルールができたのは、各制度におけるさまざまなニーズを反映させる改正をおこなった際に、改正によって導入された新しいルールでは

なく、それまでのルールを使って退職まで積み立てることを認めてきたことが原因であるとされている。

そして、年金制度が硬直的になり、理解しづらいものとなること、アドバイザーは税制上の利益を最大化させようとするため、アドバイスに偏重をきたすこと、複雑な要件があるため管理コストを生じさせることのほか、年金事業への参入障害としても機能することなどが指摘されている。

今回の年金税制の改正は、年金に対する税制上の優遇措置をより強固なものにするとともに、複雑さを取り除くことで、コストを引き下げ、年金に関するアドバイスをより直接的かつ理解しやすいものにすることを目指したものである。

## (2) 新たな年金税制の概要

2006年4月より実施される予定の新たな簡素化された年金税制ルールとはどのようなものか。それは私的な退職準備のための複数の制度の税制を企業年金および個人年金を含め、新しい1つのルールに置き換えるという極めて大胆なものである。すなわち事業主負担分を含め、

- 税制優遇を受けられる生涯年金貯蓄上限額 (lifetime allowance) を設定する (150万ポンド：約3億円 - 2006年度)<sup>(注4)</sup>。
- 税制優遇を受けられる年間上限額 (annual allowance) を設定する (21万5,000ポンド：約4,300万円 - 2006年)<sup>(注5)</sup>。なお、個人拠出にかかる税制優遇は、3,600ポンドか所得の100%のいずれか高い金額まで認められる。

このように、個人による年間拠出額は所得の100%まで税制上の優遇を受けることができるようになり、現行ルールのもとで個人年金拠出に対して課されていた年齢別の上限率はなくなる。

なお、生涯年金貯蓄額および年間上限額は、予算説明書<sup>(注6)</sup>によると、毎年、図表 - 6 のとおり引き上げられ、2010年度には、それぞれ180万ポンド：約3億6,000万円、25万5,000ポンド：約5,100万円になる予定である。

図表 - 6 生涯年金貯蓄上限・年間上限

	生涯年金貯蓄上限	年間上限
2007年 -	160万ポンド (約3億2,000万円)	22万5,000ポンド (約4,500万円)
2008年 -	165万ポンド (約3億3,000万円)	23万5,000ポンド (約4,700万円)
2009年 -	175万ポンド (約3億5,000万円)	24万5,000ポンド (約4,900万円)
2010年 -	180万ポンド (約3億6,000万円)	25万5,000ポンド (約5,100万円)

このほか、退職時の年金原資の一時金引き出しについて、25%まで非課税で引き出しを認める一時金ルールを含め、給付ルール(年金ルール、遺族年金ルールなど)の一本化を図ることのほか、最低年金受給年齢も2010年4月以降、50歳から55歳まで引き上げるなどの改正がおこなわれる予定である。

## (3) 年金税制改正の影響

このような大胆な税制改正がおこなわれることになるが、これがどのような影響を与えるのであろうか。イギリス財務省より、「年金税制の簡素化 規制インパクト評価 (Simplifying the taxation of pensions REGULATORY IMPACT ASSESSMENT)」が公表されているので、この影響について紹介する<sup>(注7)</sup>。

### 加入者に対するインパクト

今回の年金税制改正の主要なポイントは、税制優遇を受けられる生涯上限額という概念の導入である。政府によると、現時点においては、上限額の設定のない1989年前制度に加入している者のうち5,000人未満の者が、生涯貯蓄上限の

影響を受けること、今後10年間で見ても以前に1989年前制度に加入していた者のうち、毎年約1,000人程度の者しか影響を受けないであろうと推計されていた。これに対して、イギリス会計検査院（the National Audit Office）の報告<sup>(注8)</sup>によれば、政府の推計は合理性が認められるとしながらも、5,000人という数字は推計の合理的な範囲の下限であり、その他の要素も考慮すれば10,000人程度であろうとしている。また、毎年1,000人という推計に対しては、根拠が薄いとしながらも政府の推計は信用できないものではないと評価している。

いずれにしても、現在、私的年金制度の加入者数（約1,500万人）と比較すれば、ほとんどの者は生涯貯蓄上限の制限を受けることなく、税制支援を受けながら退職に向けた貯蓄をおこなうことができることになる。

#### 国家財政への影響

2002年度の税制適格年金への税制優遇額は、正味130億ポンド（約2兆6,000億円）となっている。この額は、拠出金に対する直接的な税制優遇のほか、年金制度の投資収益に対する税制優遇が含まれ、年金受け取り時の税収等が控除されている。

今般の年金税制は、既存の税制を維持するだけでなく、拡大するものであるため、当該優遇税制にかかる国庫支出額は増大することが予想されている。規制インパクト評価によると、年金税制簡素化に伴う国庫支出額は、現行ルールの下で制限されていた拠出額を増額することによる費用、一時金ルールの改正などの柔軟性を高めたことによる費用などを含め、2006年度で2,500万ポンド（約50億円）、2007年度で7,000万ポンド（約140億円）、2008年度で1億6,500万ポンド（約330億円）かかると推計されている。

イギリスにおいては、公的年金からの適用除外制度を早くから導入し、私的年金を活用しつつ、国民の老後保障のビジョンを描き続けてきた。それは、国家の運営する公的年金制度は、自分で準備できない者を救済することを主な目的とし、一方、自分で準備できる者は自分で準備させるという基本的スタンスに則っている。そして、私的年金制度に対しては、伝統的に税制上の優遇措置を与えることにより、国民の老後生活のための準備を後押ししてきている。今般の税制改正もその延長線上にある。「簡素化」の名のもと、年金にかかる支援を後退させるのではなく、むしろ強化を図っている。

しかし一方で、老後生活のための貯蓄が進んでいないということも事実である。イギリス保険協会（Association of British Insurers）の調査では、約740万人は老後のための準備をまったくしておらず、また約480万人は十分な準備とはなっていないことが示されており<sup>(注9)</sup>、また、270億ポンド（約5兆4,000億円）の毎年の積立不足が指摘されていること等からも、まだまだ課題が残っている。

わが国における、今般の公的年金制度改革においては、少子高齢社会を反映して、負担増・給付減という結果になっているが、国民が安心して暮らすことのできる社会を作っていくことが必要であることには誰しも異論はないであろう。さらにわが国における税制改正の視点にも、「簡素化」というキーワードが含まれているが、国民一人ひとりを見つめた税制改革、社会保障制度改革を期待したい。

- 
- (注1) Second Tier Pension Provision 1978/79 to 2000/01  
(National Statistics)
  - (注2) ' A new contract for welfare : PARTNERSHIP IN PENSIONS ' (Department of Social Security)(1998)  
p.29, para.2.
  - (注3) 最高税率(40%)が適用される者については、標準税率との差額分を申告時に請求することができる。
  - (注4) 確定拠出年金では、拠出金ベースで計算。確定給付年金については、年金額と評価係数(20:1)を用いて計算。例えば、年金額75,000ポンドであれば、生涯年金貯蓄額は150万ポンドと計算される。
  - (注5) 確定拠出年金の場合は拠出金ベースで計算。確定給付型年金の場合は、評価係数(10:1)を用いて以下のとおり計算される。

[数式] 年度末年金権利額 - 年度始年金権利額

\* 「年金権利額」とは、その時点で退職したとした場合の年金額を10倍した額(一時金部分はそのまま加算する。)

- (注6) Finance Bill CLAUSE 139, EXPLANARY NOTE
- (注7) この評価は、' Simplifying the Taxation of pension : the Government's proposals ' (2003) に基づいており、この提案では生涯年金貯蓄上限は140万ポンド(約2億8,000万円)とされていた。
- (注8) 'the Government's estimates of the impact of the pensions lifetime allowance ' (REPORT BY THE NATIONAL AUDIT OFFICE)(2004)
- (注9) ' THE STATE OF THE NATION'S SAVINGS 2004 ' (November 2004)(Association of British Insurers)